

令和6年6月28日開会

第767回むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

報告第1号	1頁
報告第2号	7頁



報告第一号 参考資料



## 市立小中学校冷房設備②（住宅用エアコン）

納入場所：市内小学校6校及び中学校4校の各室



### 【主な仕様】

1.4畳程度用	品名	日立ルームエアコン RAS-MJ40R2 日立ルームエアコン RAS-MJ40R2E（耐塩害仕様）
	幅	795mm
	奥行き	250mm
	高さ	295mm
	質量	9kg
	冷房能力	4.0kW
	冷房消費電力	1,430W
	冷房畳数の目安	1.1～1.7畳
1.8畳程度用	品名	日立ルームエアコン RAS-MJ56R2 日立ルームエアコン RAS-MJ56R2E（耐塩害仕様）
	幅	795mm
	奥行き	250mm
	高さ	295mm
	質量	10kg
	冷房能力	5.6kW
	冷房消費電力	2,130W
	冷房畳数の目安	1.5～2.3畳
2.0畳程度用	品名	日立ルームエアコン RAS-MJ63R2E（耐塩害仕様）
	幅	795mm
	奥行き	250mm
	高さ	295mm
	質量	10.5kg
	冷房能力	6.3kW
	冷房消費電力	2,100W
冷房畳数の目安	1.7～2.6畳	
付属品（各製品共通）		室外機、ワイヤレスリモコン

購 入 物 品 内 訳 書

設 置 場 所	品 名	数 量
第一田名部小学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2	35台
	1 8 畳程度用 RAS-MJ56R2	3 台
	室外機用架台	38台
	防雪屋根	38台
	電源設備	1 式
第二田名部小学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2	34台
	室外機用架台	34台
	防雪屋根	34台
	電源設備	1 式
苫生小学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2	42台
	室外機用架台	42台
	防雪屋根	42台
	電源設備	1 式
大平小学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2E (耐塩害仕様)	42台
	1 8 畳程度用 RAS-MJ56R2E (耐塩害仕様)	3 台
	室外機用架台	45台
	防雪屋根	45台
	電源設備	1 式
大畑小学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2E (耐塩害仕様)	22台
	1 8 畳程度用 RAS-MJ56R2E (耐塩害仕様)	4 台
	2 0 畳程度用 RAS-MJ63R2E (耐塩害仕様)	2 台
	室外機用架台	28台

	防雪屋根	28台
	電源設備	1 式
正津川小学校	電源設備	1 式
田名部中学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2	44台
	室外機用架台	44台
	防雪屋根	44台
	電源設備	1 式
むつ中学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2	22台
	1 8 畳程度用 RAS-MJ56R2	3 台
	室外機用架台	25台
	防雪屋根	25台
	電源設備	1 式
大平中学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2E (耐塩害仕様)	27台
	室外機用架台	27台
	防雪屋根	27台
	電源設備	1 式
大湊中学校	1 4 畳程度用 RAS-MJ40R2E (耐塩害仕様)	16台
	室外機用架台	16台
	防雪屋根	16台
	電源設備	1 式



報告第二号 参考資料



む 教 生 第 103 号  
令和 6 年 6 月 17 日

青森県教育委員会  
教育長 風張 知子 様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当：むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司  
TEL： 0175-31-1188  
FAX： 0175-24-1912  
Mail： morita\_kenji@city.mutsu.lg.jp

む 教 生 第 103 号  
令和 6 年 6 月 17 日

文化庁長官 都倉 俊一 様

青森県むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

令和 6 年 6 月 14 日付、む農林第 114 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）について、むつ市長より許可申請が提出されましたので、当教育委員会の所見を付して、別添のとおり進達します。

#### 記

・むつ市教育委員会の所見

今回の捕獲は、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)に基づき、加害群除去等の捕獲を行うものである。この計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認を受けており、申請内容は妥当と考えられる。

担当:青森県むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司  
TEL: 0175-31-1188  
FAX: 0175-24-1912  
Mail: morita\_kenji@city.mutsu.lg.jp



む農林第 1 1 4  
令和 6 年 6 月 1 4 日

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一 殿

むつ市長 山本 知也  
( 公 印 省 略 )

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更許可申請書の進達方について

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、別紙のとおり提出しますので、文化庁への進達方について、お願いいたします。

む農林第 114 号  
令和 6 年 6 月 14 日

文化庁長官 都倉 俊一 殿

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号  
むつ市長 山本 知也  
( 公 印 省 略 )

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更許可申請書

文化財保護法第 125 条第 1 項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称  
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日  
昭和 45 年 11 月 11 日
3. 天然記念物の所在地  
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所  
日本国
5. 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所  
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所  
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所  
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由  
下北半島に生息するニホンザルは、個体群・個体数の増加による群れの分裂化及び行動域の拡大に加えて、耕作地への定着化など、農作物への被害が後を絶たない状況にある。

また、人家周辺にも定着し、人的被害・人家侵入被害及び生活環境被害の発生や地域住民に対する威嚇など、精神的被害が発生し、地域住民との軋轢が生じている。

過去には青森県第2次特定鳥獣保護管理計画及び青森県第3次特定鳥獣保護管理計画に基づき平成20年12月12日付け20委庁財第4の1474号、平成22年2月19日付け受庁財第4の892、平成23年2月28日付け22受庁財第4の1977、24受庁財第4号の450、25受庁財第4号の1046、27受庁財第4号の384、29受庁財第4号の429及、元受文庁第4号の704、3文庁第389号及び5文庁第1892号により文化庁から許可を受け、捕獲し、個体数調整及び加害群除去等をしてきたところである。

今年度は、令和3年度3月策定の第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）を指針としながら、市町村管理事業計画を策定し個体数調整及び加害群除去によるニホンザル被害への対応を図り、下北半島に生息するニホンザルの生息環境の保持と住民生活の安心・安全を図るものである。

実施するにあたり、当市において、ニホンザル管理事業実施計画書案を作成し、令和6年5月29日に開催された「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」では、特段の指摘事項がなく、令和6年度市町村管理事業実施計画について承認された。

#### 10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲に当たっては、箱わな又は麻酔銃を使用し、天候・周囲の安全を十分に確認しながら実施する。（麻酔銃について、一時不動にする目的で使用する。）

捕獲後は、炭酸ガスにより殺処分し、焼却処理。

捕獲予定群れ名	生息頭数	捕獲予定頭数	備 考
Ko2-A群	67頭+ $\alpha$	67頭	加害群除去
Ko2-B群	38頭+ $\alpha$	38頭	加害群除去
A2-85群	20頭+ $\alpha$	20頭	加害群除去
O1-A群	30頭+ $\alpha$	30頭	加害群除去
O2-B群	41頭+ $\alpha$	41頭	加害群除去
M2-B群	77頭+ $\alpha$	77頭	加害群除去
Ab群	71頭+ $\alpha$	71頭	加害群除去
S1-A群	32頭+ $\alpha$	2頭	個体数調整
S1-B群	42頭+ $\alpha$	8頭	個体数調整
S2群	24頭+ $\alpha$	2頭	個体数調整

Os1群	45頭+ $\alpha$	20頭	個体数調整
A2-84A群	19頭+ $\alpha$	6頭	個体数調整
A2-84B群	17頭+ $\alpha$	2頭	個体数調整
A87-A群	73頭+ $\alpha$	39頭	個体数調整
I2-A1群	22頭+ $\alpha$	12頭	個体数調整
ハナレザル	—	26頭	加害個体除去
合計	捕獲上限	461頭	

※ 今後、群れの状況によっては、捕獲対象を変更することもあるが、その際の捕獲頭数は今回の捕獲予定頭数合計の461頭を上限として対応する。

※ 生息頭数について、青森県令和5年度(2023年度)下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書を参考。

- 1.1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失・若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づく加害群除去等については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」が開催された結果、申請頭数内の捕獲であれば、下北地域個体群が永続できる規模であり、特に問題ないとの見解である。また、捕獲したニホンザルのデータを記録することにより保護管理のための資料とするなど天然記念物の保存に及ぼす影響等について配慮されているものである。

麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

- 1.2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着手 令和6年9月 1日

終了 令和7年8月31日

- 1.3. 現状変更等に係わる地域の番地 青森県むつ市一円（別添・地形図のとおり）

- 1.4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

・ XXXXXXXXXX 松岡 史朗  
 (青森県下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島のサル調査会事務局長等)

・ XXXXXXXXXX 櫛引 道彦  
 (むつ市脇野沢庁舎総合課会計年度任用職員・わな猟免許保持者)

- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課主任) 川 上 駿 聖
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課主任) 相 内 一 彦
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課鳥獣保護管理専門員  
 銃砲所持許可保持者・わな猟免許保持者) 櫛 引 幸 成
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課野猿監視人) 近 藤 涉
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者) 加 藤 恵 哉
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課野猿監視人) 日 隅 雅 晃
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課野猿監視人) 柴 田 隼
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課野猿監視人) 石 川 彰
- ・ [REDACTED]  
 (むつ市産業政策部農林畜産課野猿監視人) 富 岡 伸 司

15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ①むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要
- ②ニホンザル捕獲区域図
- ③捕獲檻（箱わな）・麻酔銃仕様図
- ④ニホンザル捕獲記録（様式）
- ⑤下北半島に生息するニホンザルの個体群と個体数（令和5年度）
- ⑥むつ市に生息するニホンザル生息状況分布図
- ⑦下北半島のニホンザルによる農作物等被害の推移〔市町村別〕
- ⑧令和6年度むつ市ニホンザル管理事業実施計画書

## むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要について

### 1. 加害群による被害状況について

- S1-A群、S1-B群、S2群（恐山街道から高梨地区）について  
平成19年度に群れが確認され、むつ市の市街地側へ行動域が拡大傾向である。平成27年度から高梨地区へ出没し、残渣野菜を採食するなど、季節的に集落での目撃が増加している。  
S群が令和2年度にS1-A群・S1-B群・S2群の3つの群れにし、それぞれの群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じてはいるが、依然として農作物被害が発生している。
- I2-A1群、I2-A2群（大畑町、風間浦村下風呂地区）について  
I2-A1・A2群は風間浦村下風呂地区及び大畑町の赤川・佐助川・木野部・釣屋浜・二枚橋・大畑道地区を行動域とし、一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没しており、被害対策を講じているが、農作物被害が発生している。
- Os1群（恐山～城ヶ沢地区）  
城ヶ沢地区に出没するようになり、農作物に被害をあたえている。  
被害の拡大を防ぐため、個体数調整頭の被害対策を講じていく。
- Ko2-A群、Ko2-B群（大畑町、高梨、関根地区）について  
以前は小目名から新田地区周辺を行動域としていたが、現在、高梨から関根地区方面にも行動域を拡大し、季節的に人家周辺及び耕作地に出没し、農作物被害を及ぼしている。  
Ko2群が令和3年度にKo2-A群・Ko2-B群の2群の群れになり、さらに行動範囲が広がり、追い払い等の対策が追いついていない。また、従前出没しなかった耕作地へも出没し、被害の拡大が懸念されている。
- A2-84A群、A2-84B群（脇野沢地区）について  
A2-84群が平成19年度にA2-84A群・A2-84B群・A2-84C群の3つの群れに分裂し、このうち、A2-84AとA2-84B群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じ対策の効果がみられているが、依然として農作物被害が発生している。  
行動域は、脇野沢九艘泊地区から七引地区・辰内地区までとしているが、A2-84Aについては新たに北側の滝山地区や東側の口広地区に拡大傾向である。
- A2-85群（脇野沢地区、川内町蛸崎地区）について  
A2-85群は現在、脇野沢滝山地区から川内町蛸崎地区までを行動域とし、加害群除去等の被害対策の効果がみられている。  
一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没し、集落への依存度も高いことから、これまで通り、被害対策を講じていく必要がある。
- A87-A群（脇野沢地区）について  
A87-A群は、脇野沢九艘泊地区から蛸田地区まで行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向である。季節的に農地へ出没し、電気柵等の被害対策を実施しているが、農作物被害が発生している。

- O1-A群、O2-B群（脇野沢地区）について  
O群の分裂群で平成16年度頃、2つ（O1群とO2群）に分裂し、平成22年度にO2群が2つ（O2-A群とO2-B群）に分裂、平成25年度にO1群が2つ（O1-A群とO1-B群）に分裂と現在に至っている。  
O1-A群については、滝山地区周辺を行動域としていたが、年々南下し、田ノ頭地区まで行動し、農作物被害を及ぼしている。  
O2-B群については、源藤城・滝山地区周辺を行動域とし、追い払い等の対策をおこなっても、人がいなくなるときを見計らって耕作地へ出沒し、農作物被害を及ぼしている。
- M2-B群（川内町湯野川～安部城地区）について  
佐井村川目地区から川内町安部城地区までの広範囲にわたって行動している。季節的に湯野川～安部城地区に出沒し、農作物に被害を与えており、追い払い等の対策をおこなっている。  
頭数増加に伴い、被害の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。
- Ab群（川内町安部城・銀杏木地区）について  
川内町安部城～銀杏木地区を行動域としていたが、年々南下し、下小倉平地区まで行動範囲を広げ、農作物に被害を与えており、追い払い等の対策をおこなっている。  
頭数の増加及び行動域の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。

## 2. ハナレザルによる被害状況について

- むつ市街地について  
宮後地区に2頭・関根地区に3頭のハナレザル出沒しており、直接的被害は発生している。  
その他、住宅地などに出沒しているため、人家侵入等の被害が懸念されている。
- 大畑町について  
季節的に耕作地に出沒しているのがみられる。  
関根橋・大畑道・湯坂下地区及び木野部峠周辺に出沒し、付近の耕作地で農作物に被害を与えている。
- 川内町について  
畑・銀杏木・袈川・宿野部地区において、季節的に目撃情報があげられ、農作物被害も確認されている。  
蛸崎地区のサルにおいては、頻繁に目撃されており、農作物被害もでている。
- 脇野沢について  
瀬野・小沢・七引・桂沢・滝山地区において、季節的に目撃情報がよせられ、地域住民が威嚇されたり、農作物に被害もあるため、追い払い等の対策をおこなっている。

## 3. 現在とられている防除対策について

### 【野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊】

むつ市では、旧脇野沢村から猿害防止のため、野猿監視員を1年を通して配置している。現在は野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊と改め、脇野沢地区3名、むつ地区1名、大畑地区1名体制で追い上げ・追い払い及びモニタリング調査（個体群・個体数・行動域等調査）を行っ

ている。

サルの群れには、テレメトリー発信器を装着させ、受信機により群れの位置を常に確認し、人家周辺及び耕作地へ出没する際に、電動ガン、パチンコ等を使用し、被害軽減に努めている。

また、人的被害及び人家侵入被害が発生した際には、いち早く状況等を確認し、問題個体の特定に努めている。

#### 【モンキードッグによる追い上げ】

むつ市では、犬を活用した追い上げ・追い払いを平成20年度から脇野沢地区、平成23年度から大畑地区、平成26年度から川内町野平地区で導入し、農作物被害等の軽減を図っている。

導入にあたり、警察犬訓練所と協議し、訓練士が犬種や個体を選定、基礎訓練を行いながら、5月～10月の月1回程度現地にて実際にサルを追う訓練を行っている。

運用方法は、野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊が監視業務の際、モンキードッグ犬舎から各群れの出没場所に引き連れて追い上げを行う。

#### 【住民による追い払い】

サルの出没状況に応じて朝と夕方に無線放送を行い、地域住民に対し、追い払いの協力を求めている。出没の際には、積極的に耕作地へ駆けつけ追い払いを行い、自己防除の意識が高まっている地域もある。

#### 【電気柵の設置】

農作物被害防止として鳥獣被害対策実施隊による追い上げ等とともに国及び県の補助を受けカモシカ食害対策事業により1997年（平成9年度）から2006年（平成18年度）まで簡易型電気柵を設置している。（14,048m設置）

さらに中山間地域総合整備事業及び里地棚田保全整備事業により、国・県の補助事業を導入し、鳥獣害防止柵等を脇野沢地区、大畑地区に整備している。（13,036m設置）

また、平成20年度に初めて文化庁の補助を受け、ニホンザル食害対策事業により、猿用電気ネット柵・京大方式電気柵を大畑地区、川内地区、脇野沢地区に設置（平成20～令和5年度28,659m設置）し、近年は1,150前後の延長の電気柵の設置をすすめ、農作物被害等の防止対策とする。

#### 4. 危害防止のための措置等

麻醉銃による捕獲については、天候及び場所を選び安全を確認しながら麻醉銃を使用する。

麻醉薬の取扱にあたっては、獣医指導の下、塩酸ケタミンを使用し、捕獲時の体重見積りを正確にすることで麻醉薬の過剰量投与を避け、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

ニホンザルに対しては、過度の負担をかけないために「ケタラール筋注用500mg」を2ml使用する。これは、ケタミンに換算すると100mgであるため、鳥獣保護法で定める1回のケタミン投与量が5700mgを超えないため危険猟法にはあたらない。

また、周囲に人がいる恐れのあるような場所では捕獲しない。更には麻醉銃の発射の際には、補助者が周囲の安全を確認し細心の注意を払い、予期せぬ事故を防止する。